

羽黒台コミュニティ 会館使用規約

(目 的)

第1条 この規約は、羽黒台コミュニティ会館 管理・運営規約の第5条に基づき、羽黒台コミュニティ会館(以下、会館という。)の使用基準・使用上の遵守事項等を定め、その管理運用について適正を図ることを目的とする。

(使用条件)

第2条 会館は町会の活動を円滑に遂行するとともに、会員の親睦等を増進するために使用するものし、町会会員又は、会員が1名以上所属している団体とする。但し、会員が含まない近隣の町会会員又は、近隣の団体も使用することができるものとするが、使用料金は別途料金とする。

2. 政治団体ならびに宗教団体(個人の政治、宗教活動を含む)及び営利目的の使用は禁止する。

3. 使用目的に偽りがある場合は、使用許可を取消すとともに、以降の使用を禁止する。

(使用順位)

第3条 会館の使用優先順位は次の通りとする。

1. 町内会の会合(総会、役員会、専門部会等)ならびに行事
2. 会員が構成する各種同好会
3. その他、運営役員会で認めたもの
4. 会員の葬儀

なお、予め使用を認めた場合であっても、緊急に会館使用を必要とした場合は、使用許可後であってもその利用を取り消しすることもある。

(会館使用の申込・使用料及び使用中止)

第4条 会館使用の申込・使用料金の納入は、別紙第1項の通りとする。

2. 使用中止は、使用日の1ヶ月前若しくは、止むを得ない理由(大地震・台風・豪雪等)以外は、使用料金の返金は行わないものとする。

(休館日)

第5条 会館の休館日は、12月29日～翌年1月3日とする。但し、運営委員会で認めた場合はこの限りでない。

(一部屋の使用時間)

第6条 会館の使用時間は葬儀を除き、原則として午前9時から午後9時までとし、利用時間は、「3時間ごとの単位時間」(以下、単位時間という。)とする。

2. 使用単位時間は次の通りとする。

- (1) 9時から12時
- (2) 12時から15時
- (3) 15時から18時
- (4) 18時から21時

(一部屋の使用料金)

第7条 会館の使用料金は、別紙第2項の通りとする。

(弁償義務)

第8条 会館ならびに什機・備品等を汚損した者は、直ちに運営委員に報告し、実費弁償の義務を負うものとする。

(使用上の注意事項)

第9条 会館の使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 建物や備品類は大切に扱うこと
2. 予め承認された物品以外は、館内に置かないこと
3. 水道、電気の効率的な使用に心がけること
4. 館内は全面的に禁煙とする
5. 駐輪場は整理して使用すること
6. 退館時は、次のことを確認すること
 - (1) 飲食に使用した容器類、残り物、ゴミ等は持ち帰ること
 - (2) 戸締りはきちんとしてあるか確認すること
 - (3) 電気・水道・冷暖房のスイッチを切ったことを確認すること
 - (4) 会館内・外の整理整頓・清掃、ゴミは持ち帰ること

(会館の清掃)

第10条 会館は、会員の皆様に気持ち良く利用して頂くため、館内及び館外の清掃を班長会議終了後、班長会議参加者で行うこととする。

(規約の改正)

第11条 本規約の改正は運営委員会に付議し、運営委員会の承認を経て総会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この運営規則は、平成25年5月12日から施行する。